

議題4 消火器に係る規格省令及び点検基準の一部改正について

現状と課題

平成21年9月15日、大阪市の屋外駐車場において、老朽化した消火器が破裂し、子供が重傷を負うという事故が発生

→ その後、各地で同様の事故が4件発生



老朽化消火器による危害防止の観点から、消火器のライフサイクルに沿って再点検を行うとともに、過去の事故情報の収集・分析を実施

（S43～の計161件。うち腐食が主要因＝74件と最多。内容不明の案件を除くと全体の5割以上）

<主な事故の要因>

消火器の破裂事故による人的被害は、保守管理が不十分であったことにより、経年に伴って腐食が進んだものを操作、廃棄処理しようとする際に主として発生

→ 放射操作時に本体容器が急激に加圧される「加圧式」（国内生産の約8割）の方が、常時圧力が蓄えられている「蓄圧式」と比較して、人的被害につながる危険性が相対的に高い状況



従来メーカーや消防機関等による広報啓発等が行われてきている中、同様の事故が散見される状況等にかんがみ、よりユーザーの実情に即した対応に転換を図ることが必要

対応の考え方

関係行政機関、事業者団体等が連携しながら、以下の取組みを速やかに実施。

製造段階

- メーカーにおいて、ユーザーが直接手にする消火器本体の表示を充実。特に、危害防止上の重要事項は「規格」で表示を義務づけ（安全上の注意事項、メーカー連絡先、設計標準使用期間等）
- メーカー全体の取組みとして、より危害を生じにくい構造等の消火器を普及（「蓄圧式」への切替え等）

流通段階

- メーカー・販売事業者を中心として、消火器の購入者に対し、危害防止上の情報を提供するとともに、家庭向けには「住宅用消火器」の設置を促進（パンフレットの配布、ディスプレイの工夫等）
- メーカー・販売事業者において、「蓄圧式」等の円滑な普及を促進（例えばコスト低減等）

使用段階

- 関係事業者・消防機関において、消火器の適切な保守管理を推進するとともに、老朽化消火器の取扱いについて継続的に注意喚起
- 消防庁が定める消火器の点検基準について、海外の例等を踏まえ内容を充実等（加圧式・蓄圧式での区分け、長期使用品に関する「水圧試験」の導入、消火器本体への点検履歴の表示等）

廃棄段階

- （社）日本消火器工業会を中心として、老朽化消火器の回収受け皿を十分確保するとともに、住宅や事業所への定着を推進（廃消火器リサイクルシステムの各地域での体制確保、ごみカレンダーへの掲載等）
- 同工業会を中心として、老朽化消火器の廃棄処理に伴う危害防止のための広報啓発を実施

<主な改正事項>

- (1) 消火器の技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令(平成22年総務省令第111号)
【施行日:平成23年1月1日】

➡ 近年発生している老朽化消火器の破裂事故にかんがみ、「加圧式の消火器又は蓄圧式の消火器の区別」、「消火器の標準的な使用期限」、「廃棄時の連絡先等の安全上の注意事項」等について表示を義務付け。

※ 消火器が適応する火災について、色表示のみであったものに絵表示(国際規格に準じたもの)を追加

- (2) 消火器の技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令(平成22年総務省令第111号)の施行に伴う消防法施行令第30条第2項及び危険物の規制に関する政令第22条第2項の技術上の基準に関する特例を定める省令(平成22年総務省令第112号)【施行日:平成23年1月1日】

➡ 改正規格省令の施行(平成23年1月1日)の際、改正前の規格に基づき既に防火対象物に設置されている消火器等について、施行後11年間は特例として設置を認める。

- (3) 消火器の技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令(平成22年総務省令第111号)の施行に伴う消防法施行令第30条第2項及び危険物の規制に関する政令第22条第2項に規定する総務大臣が定める日を定める件の制定(平成22年総務省告示第440号)【施行日:平成23年1月1日】

➡ 改正規格省令の施行後1年の間に工事を開始した防火対象物について、改正前の規格に適合する消火器の設置を可能とする。

- (4) 消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件の一部を改正する件(平成22年消防庁告示第24号)【施行日:平成23年4月1日】

➡ 消火器の点検基準について、蓄圧式消火器の内部及び機能点検の開始時期を製造後3年から5年に改めるとともに、製造年から10年を経過した消火器等に対する耐圧性能点検を義務付け。

消火器の技術上の規格を定める省令の一部改正関係

<住宅用以外の消火器>（規格省令第38条関係）



消火器が適応する火災の絵表示を追加

A火災

B火災

電気火災



※従来は円形の標識

消火器に表示すべき事項として、次の事項を追加

- 住宅用消火器でない旨
- 加圧式の消火器又は蓄圧式の消火器の区別
- 取扱い上の注意事項として次に掲げる事項
 - ・標準的な使用条件の下で使用した場合に安全上支障がなく使用することができる標準的な期間又は期限として設計上設定される期間又は期限
 - ・使用時の安全な取扱いに関する事項
 - ・維持管理上の適切な設置場所に関する事項
 - ・点検に関する事項
 - ・廃棄時の連絡先及び安全な取扱いに関する事項

<住宅用消火器>（規格省令第44条関係）



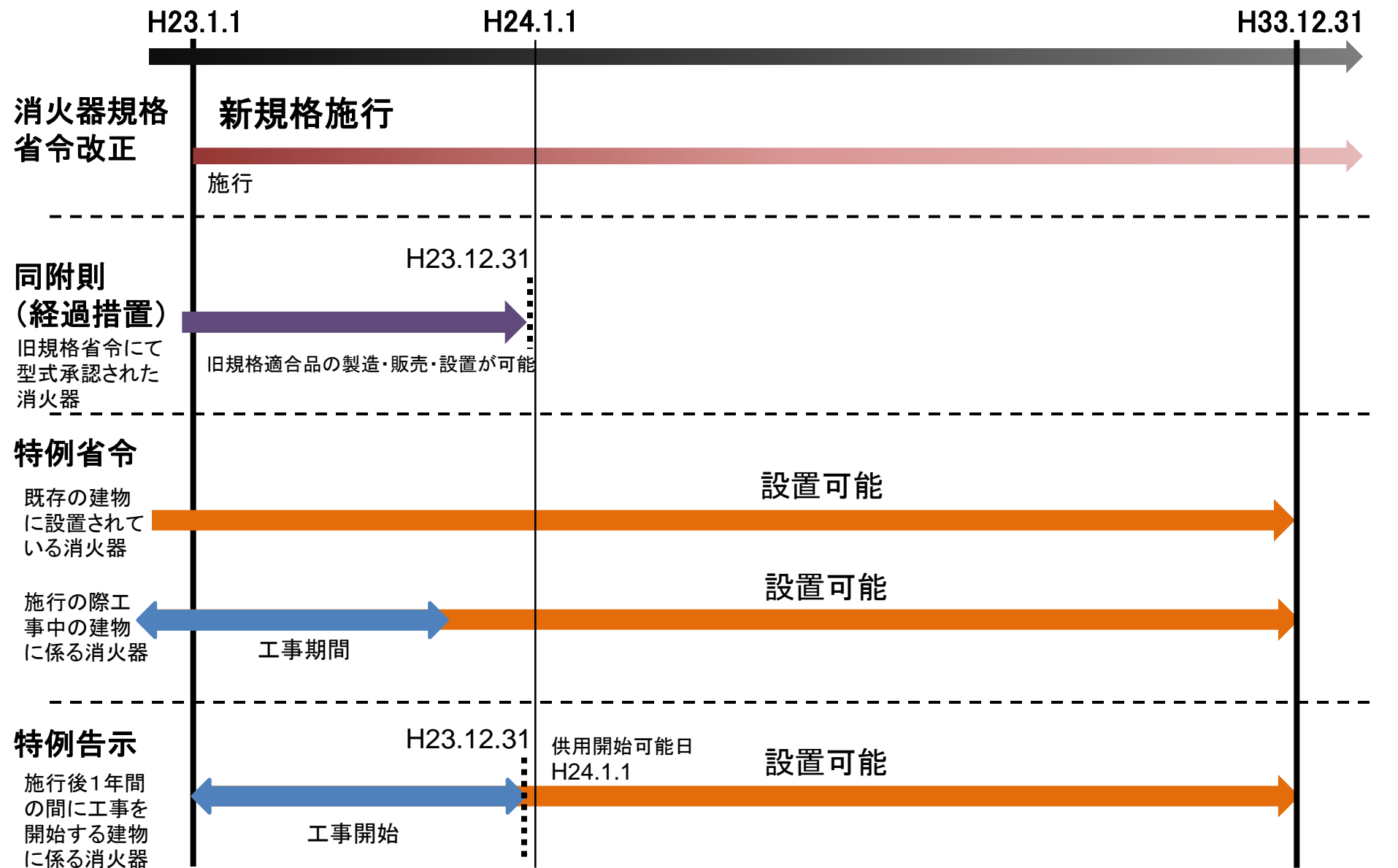
住宅用消火器に表示すべき事項として、次の事項を追加

- 住宅用消火器である旨
- 加圧式の消火器又は蓄圧式の消火器の区別
- 取扱い上の注意事項として次に掲げる事項
 - ・使用時の安全な取扱いに関する事項
 - ・維持管理上の適切な設置場所に関する事項
 - ・点検に関する事項
 - ・廃棄時の連絡先及び安全な取扱いに関する事項

※交換式消火器についても、廃棄時の連絡先及び安全な取扱いに関する事項が追加（規格省令第51条関係）。

<経過措置> ※詳細は次頁参照

- ・現に型式承認を受けている消火器等については、平成23年12月31日までの間、当該型式承認の効力を有する（製造可能）とされている。
- ・施行日において、「現に存する防火対象物」、「現に新築等の工事中的防火対象物」及び「施行後1年間に工事を開始する防火対象物」に係る消火器については、施行後11年間は改正前の規格に適合する消火器を設置できるとされている。



消火器の点検基準の一部改正

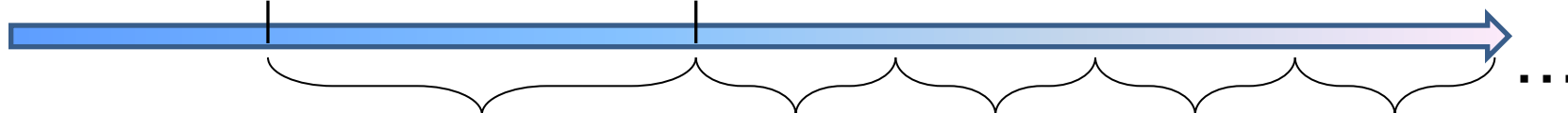
○消火器の内部および機能点検について、蓄圧式の消火器（二酸化炭素消火器及びハロゲン化物消火器を除く。）にあつては、製造年から5年を経過したものについて実施する。

○消火器（二酸化炭素消火器及びハロゲン化物消火器を除く。）にあつては、製造年から10年を経過したもの又は消火器の外形点検において本体容器に腐食等が認められたものについて、耐圧性能点検を実施する（ただし、この点検を実施してから3年を経過していないものを除く）。

<改正前>

製造年から3年

製造年から8年



内部および機能点検
(抜き取り方式: 5年で全数)

内部および機能点検 (抜き取り方式: 2.5年で全数)

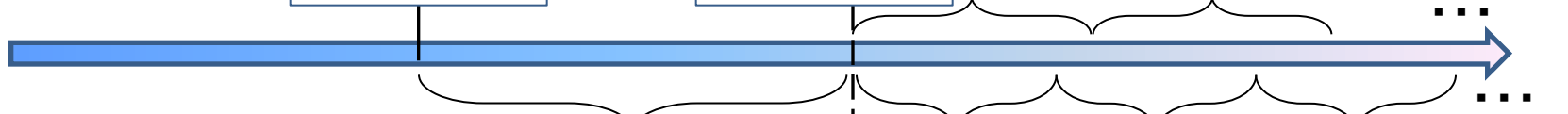
<改正後>

【蓄圧式の消火器】

製造年から5年

製造年から10年

耐圧性能点検 (3年に1回)



内部および機能点検
(抜き取り方式: 5年で全数)

内部および機能点検 (抜き取り方式: 2.5年で全数)

【加圧式の粉末消火器】

製造年から3年

製造年から8年

耐圧性能点検 (3年に1回)



内部および機能点検
(抜き取り方式: 5年で全数)

内部および機能点検 (抜き取り方式: 2.5年で全数)

<点検実施サイクルのイメージ>

全：当該防火対象物に設置されている消火器すべてについて実施
 ○%：当該防火対象物に設置されている消火器の○%について実施

| 製造年 | | 1年 | 2年 | 3年 | 4年 | 5年 | 6年 | 7年 | 8年 | 9年 | 10年 | 11年 | 12年 | 13年 | 14年 | | | | | | | | | | |
|-------------|------|-------|----|----|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 蓄 圧 式 | 外観点検 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | | | | | | | | | |
| | 内部点検 | 不要 ※1 | | | | | 10% | 10% | 10% | 10% | 10% | 10% | 10% | 10% | 20% | 20% | 20% | 20% | 20% | 20% | 20% | 20% | 20% | 20% | |
| | 耐圧点検 | 不要 ※2 | | | | | | | | | | 全 | 不要 ※2 | | | | 全 | | | | | | | | |
| 加 圧 式 | 外観点検 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 |
| | 内部点検 | 不要 ※1 | | | | 10% | 10% | 10% | 10% | 10% | 10% | 10% | 10% | 10% | 10% | 20% | 20% | 20% | 20% | 20% | 20% | 20% | 20% | 20% | 20% |
| | 耐圧点検 | 不要 ※2 | | | | | | | | | | 全 | 不要 ※2 | | | | 全 | | | | | | | | |

- ※1 外観点検で安全栓、安全栓の封又は緊結部等に異常が認められたものは必要。
- ※2 外観点検で本体容器に腐食等が認められたものは必要。
- ※3 耐圧性能点検にあっては、施行後3年間は、製造から10年を経過したもの（外形の点検において本体容器に腐食等が認められたものを除く。）にあっては抜取り方式により実施することが出来る。

○耐圧性能点検については、平成26年3月31日まで間、消火器の外形の点検において本体容器に腐食等が認められたもの以外のものにあつては、抜取り方式により実施することができる。



「内部及び機能点検」と同様、抜取りの方法の詳細については、点検要領において次のとおり示されている。

＜平成26年3月31日までの間実施できる抜取り方式による確認試料の作成要領＞

次の抜取り方法によること。

1 確認試料(確認ロット)の作り方

器種(消火器の種類別)、種別(大型、小型の別)、加圧方式(加圧式、蓄圧式の別)の同一のものを1ロットとすること。

2 試料の抜取り方

3年で全数の確認が終了するよう概ね均等に製造年の古いものから抽出する。

3 抜取り方式の場合の判定

欠陥がなかった場合、当該ロットは良とする。欠陥があつた場合、欠陥のあつた試料は廃棄し、欠陥のあつた試料と同一のメーカー、同一質量、同一製造年のもの全数について耐圧性能の確認を行うこと。ただし、当該欠陥が明らかに外部からの衝撃によるものと判断されるものは、この限りでない。

※ 基本的な考え方は、「内部及び機能点検」における抜取り方式と同じである。

◎ その他点検方法の詳細については「消防用設備等の点検要領の一部改正について」（平成22年12月22日付け消防予第557号）を参照。